

吸収分割に関する事後開示書類

会社法第 791 条および第 801 条
ならびに会社法施行規則第 189 条の規定に基づく開示事項

吸収分割承継会社 八洲電機株式会社

吸収分割会社 八洲冷熱株式会社

2026年4月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都港区新橋三丁目1番1号
吸収分割承継会社 八洲電機株式会社
代表取締役 清宮茂樹

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
吸収分割会社 八洲冷熱株式会社
代表取締役 本柳政男

吸収分割承継会社と吸収分割会社は、2026年1月21日に締結した吸収分割契約に基づき吸収分割を実施しましたので、会社法第791条および第801条ならびに会社法施行規則第189条の規定により共同して下記のとおり開示いたします。

なお、吸収分割会社は、2026年4月1日に商号を八洲E Iテクノロジー株式会社から八洲冷熱株式会社に変更しました。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであり、差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであり、当該手続を行う必要はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ハ）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、当該手続を行う必要はありませんでした。

- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）
吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継される債務について吸収分割会社が重畳的債務引受をするため、当該手続を行う必要はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）
本件吸収分割は会社法第 796 条の 2 但書に規定する場合に該当するため、株主による差止めの請求は認められていません。
- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）
本件吸収分割は会社法第 797 条第 1 項但書に規定する場合に該当するため、株主による株式の買取りの請求は認められていません。
なお、2026 年 2 月 18 日に電子公告により株主への公告を行いましたが、所定の期間内に反対する旨を通知した株主はありませんでした。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）
2026 年 2 月 18 日に官報および電子公告により債権者への公告を行いましたが、所定の期間内に異議を申出た債権者はありませんでした。
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日に、吸収分割会社から吸収分割契約に定める権利義務を承継しました。
5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2026 年 4 月 1 日
6. 前各項に掲げるもののほか吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上